

平成 年 月 日

保護者様

保育園

出席停止のお知らせ

お子さんは、感染症に罹患しましたので、医師の登園許可がでるまで出席停止となります。
医師と相談のうえ適切な処置を取られるよう通知します。

保育園で予防すべき主な感染症と出席停止期間の基準

- ・ インフルエンザ・・・発病した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児については、3日）を経過するまで
- ・ 百日咳・・・特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
- ・ 麻疹・・・解熱した後3日経過するまで
- ・ 流行性耳下腺炎・・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
- ・ 風疹・・・発疹が消失するまで
- ・ 水痘・・・すべての発疹が痂皮化するまで
- ・ 咽頭結膜熱・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで

※ただし、症状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めた時はこの限りではありません。

きりとりせん

証明書（意見書）

園名 _____

児童名 _____ 年 月 日生

病名 _____

上記の疾病で 月 日から 月 日まで療養中でしたが、主要症状が消退し
感染のおそれがないものと認めます。（学校保健安全法施行規則第19条の基準による）

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

㊟又はサイン